

令和8年度 豊田市立東広瀬小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

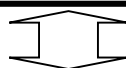
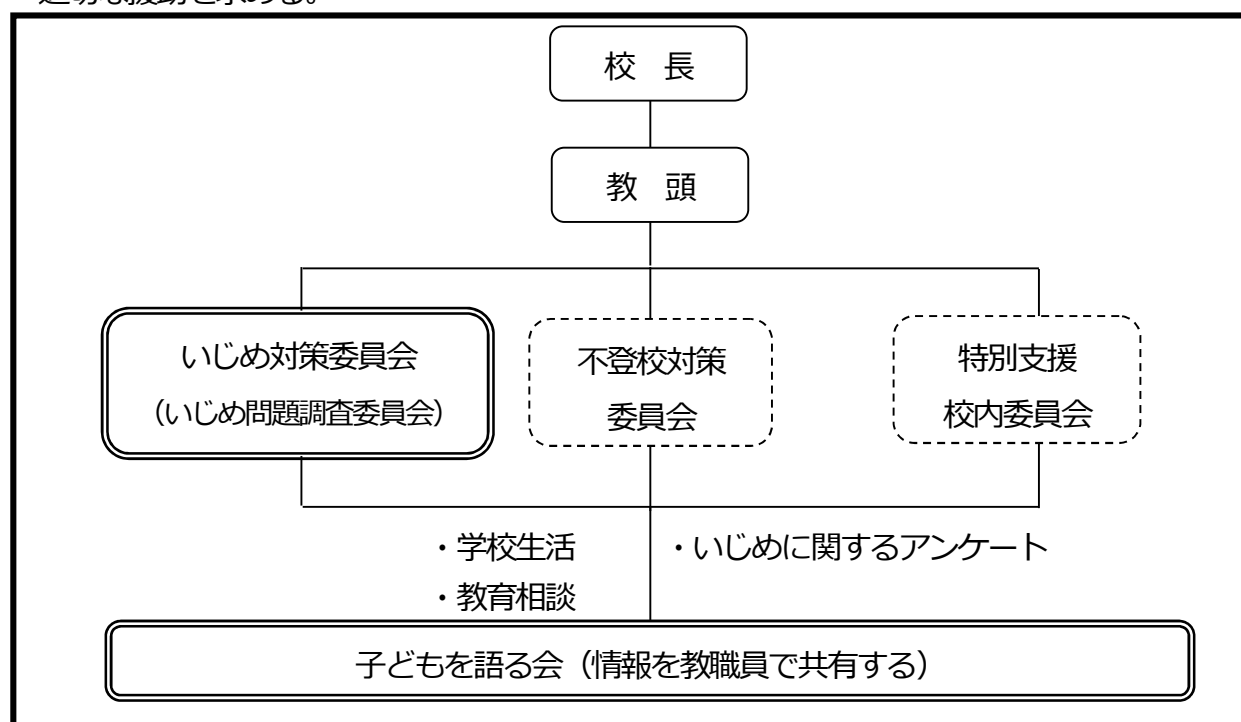
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



外部の専門家、関係機関との連携（パレクとよた・児童相談所・
子どもの権利相談室・警察 等）

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめの防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・教育相談アンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
- ・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

- ・いじめの発見、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応し、保護者とも情報を共有する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-------|---------------|-------------------|-------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター（教頭） | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任（養護教諭） | ○生徒指導主任 | |
| ○担任 | ○スクールカウンセラー | ○スクールソーシャルワーカー | 等 |
- ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える
- | | | |
|------------|--------|---|
| ○学校運営協議会委員 | ○育友会役員 | 等 |
|------------|--------|---|

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 年5回実施する教育相談の後、集約された報告をもとに実施する。また、いじめの事実があった場合は、必要に応じて随時開催する。
- ウ 月に1回「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を全職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- エ 緊急にいじめ事案への対応が求められる場合については、「いじめ対策委員会」を臨時に開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 行事や授業、ファミリー活動での成功体験を通して、自己有用感を高め合えるようにする。
- イ 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ウ 朝の会や帰りの会で仲間のよさを見つけたり、認めたりする時間をとることで、尊重する心をはぐくむ。
- エ みんなと一つの成功イメージを共有し、活動を続ける中で、子ども同士が互いの考えを尊重し合える授業づくりに努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- カ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットや SNS の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- ク 一斉下校など異学年が集まる時間には、児童の活動を複数の大人で見守るように、教員同士が連携を図る。
- ケ いじめ防止の講演会を開催し、全校児童が参加することで、いじめを行さない心や、他者を認め思いやる心を育てる。

(2) 早期発見の取組

- ア 教育相談アンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談を定期的（5月、6月、9月、11月、1月の年5回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 月に1回、全職員で「子どもを語る会」を実施し、児童の様子や変化を教職員で共有し、個々に合わせた対応を検討する。
- オ 日々の教育実践の中で常に子どもに寄り添い、子どもの思いと、相互の人間関係

の把握に努める。

カ 学習用タブレットの「先生たすけて」に自分で入力して悩みがあることを知らせることができることを児童に周知する。

キ hyper-QU の結果を学級集団づくりや個人の支援に生かす。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。

エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ いじめを行った児童（生徒）には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたに対応の相談をし、適切な助言等を受ける。

ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

ケ 学校外で発生したいじめについて、児童（生徒）が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめ解消したと判断する目安>

- ・ いじめにかかる行為がやんでいること。
- ・ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに状況を教育委員会に報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委

- 員会が兼ねる)」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して丁寧な説明をする。
 - (4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して丁寧な説明をする。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回（6月と11月）、「保護者アンケート」を年1回（11月）に実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 必要に応じて校内研修を計画し、OJT として伝達講習を定期的に行うことで、児童理解やいじめ対応への教職員の資質向上をめざす。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は、5月にホームページに掲載する。
- (3) 校内はあトラウンジの活用について、児童・保護者に周知する。

<参考資料 取組の年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月		○「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	○相談室や SC,SSW の児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○新入生歓迎会	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定 ○「先生たすけて」の周知	○学校公開 ○個別懇談会
5月		○いじめ対策委員会の開催		○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」実施 ○教育相談週間(全員)	○「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ掲載
6月		○いじめ対策委員会の開催	○hyper-QU 実施	○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」実施 ○教育相談週間(全員)	○健全育成連絡会議 ○学校公開 ○学校運営協議会
7月		○現職研修「いじめ対応について」			○個別懇談会
8月					
9月		○いじめ対策委員会の開催	○非行防止教室	○身体測定 ○「長期休業明けアンケート」実施 ○教育相談(一部)	
10月					
11月		○いじめ対策委員会の開催	○こどもの権利教室 ○hyper-QU 実施	○「教育相談アンケート(いじめアンケート)」実施 ○教育相談週間(全員)	○保護者への学校評価アンケート ○学校公開
12月			○人権週間(講話) ○福祉実践教室		○個別懇談会
1月		○いじめ対策委員会の開催		○身体測定 ○「長期休業明けアンケート」実施 ○教育相談(一部)	○学校公開(書き初め展)
2月		○学校自己評価			○学校運営協議会 ○学習発表会 ○区長会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し	○感謝の会 ○卒業生を送る会		○学校関係者評価委員会で「自己評価」の評価を行う。
通年		○校内のいじめに関する情報の収集・共有 ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に行う(OJT)	○集会での校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ファミリー班活動 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進	○子どもを語る会 ○健康観察の実施 ○SCによる相談	○登下校の見守り ○放課後児童クラブとの情報共有